

## 戦後における昭和天皇の短歌—その政治的メッセージとは(七)

- 一. 天皇の短歌が山形「県民の歌」に（二月）
- 二. 天皇は平和主義者だったのか（三月）
- 三. 敗戦直後天皇が詠んだ四首の行方（四月）
- 四. 昭和天皇の「松上雪」をめぐって（五月）
- 五. 貞明皇太后の短歌が皇后の歌集に（六月）
- 六. 昭和天皇退位をめぐる状況の推移（六・七月）

### 六 昭和天皇退位をめぐる状況の推移(続き)

やや前後するが、ここで国内の天皇退位論の推移を、武田清子『天皇観の相剋』（岩波書店二〇〇一年初版一九七三年）、憲法研究者の奥平康弘『＜万世一系＞の研究』（岩波書店 二〇〇五年）、ネット上公開の「日本国憲法の誕生」（国立国会図書館作成）の年表などを参考にたどっておこう。

すでに日本の敗戦が決定的ともなっていた一九四五年一月、近衛文麿は「単にご退位ばかりでなく、天皇家とゆかりの深い仁和寺や大覚寺に移って英霊を供養されるくらいの覚悟を持ってほしい、ともらしており、ポツダム宣言受諾直後、「国体に関しては国民投票をやって、天皇制を確立するがよい。ぐずぐずしていると天皇の身や天皇制そのものが危うくなる」という趣旨の発言もあったという。一九四五年一〇月には、皇室典範を改正の上、退位手続きを挿入しなければならないだろう、と外国人記者に語っている（『朝日新聞』一九四五年一〇月二三日）。

木戸幸一の日記には、天皇から戦争責任を自分が一人引き受け、退位でもして納めるわけにいかないかという「思召」があったが、連合国はそんなこと位ですまされないかもしれないし、相手方の出方を見てから考える必要があると答えた、という趣旨の記述がある。天皇自ら言及したとされる「退位論」については、マッカーサー会見時の発言とともに、その真偽に疑問を呈する研究も多い。

近衛、木戸ともに戦争犯罪容疑の指定を受け、近衛は出頭当日自殺している。近衛のような退位論は、高松宮、三笠宮や敗戦時首相東久邇稔彦ら皇族からも主張されていた。

天皇退位については憲法制定（改正）過程において論議されていたと思われるが、かなり早い時期に、退位論を公にしたのが、一九四六年四月二九日、南原繁東大総長が「天長節」式典で述べた戦争責任に依拠する天皇の道義的退位論であろうか。南原は、後の貴族院皇室典範案第一読会でなされたより綿密な退位説が有名である。これに応えた幣原首相は「平価の切下げ」を例に退位の立法（「陛下の切下げ」）を切り捨てた、といわれる。同じ第一読会では、京大の憲法学者でもある佐々木惣一は、天皇自身の意思を要件とはするものの「国家の為」を理由とする退位制度を説いた。新憲法施行後も、三淵忠彦最高裁判所長官の退位論（『週刊朝日』一九四八年四月）、横田喜三郎東大教授の過去、未来への責任から退位は不可欠として政治的法的退位論を説いている（『読売新聞』一九四八年八月二六日）。

新聞記事や世論調査なども随時発表され、現在からは想像もできない活発さである。

- ・天皇退位時の摂政は（朝日新聞一九四五年一〇月二五日）
- ・天皇退位時の摂政候補（読売新聞一九四六年二月二七日）
- ・天皇近く退位か（読売新聞一九四六年五月二日）
- ・天皇の責任消滅せず 退位問題再燃（一九四七年一〇月二〇日）
- ・退位、国際世論の高まり、皇太子に譲位か（朝日新聞一九四八年五月二九日）
- ・天皇退位説国内にも関心（東京新聞一九四八年七月二六日）

この退位論に終止符が打たれるのは、一九五二年五月三日の独立記念式典における天皇の「お言葉」とされている。（『ポトナム』2007年8月号所収）